

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県モーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）の規定の一部を適用して公営企業会計を導入しているところですが、近年、公営競技における競争の激化、中央団体をはじめとする関係団体と調整する機会の増加、地域に必要とされるボートレース場として果たすべき役割の多様化といった経営環境等の変化により、新たな組織的な課題が発生しています。

こうした課題への対応として、広範な権限を有し一定期間の任期が確保された管理者の設置等を行うことにより、安定的な収益確保を目指した施策の中長期的な展開、関係団体との円滑な調整や折衝、迅速な意思決定や経営判断を行うことができるよう、競走事業に法の規定の全部を適用するため、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 競走事業に法の規定の全部を令和 8 年 4 月 1 日から適用することとします。（第 2 条関係）
- (2) 競走事業の管理者として滋賀県びわこボートレース事業庁長を設置し、その権限に属する事務を処理させるため滋賀県びわこボートレース事業庁を置くこととします。（第 4 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な調整規定を設けることとします。
 - ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - エ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
 - オ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三月 大造

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を
次のように改正する。

第2条の見出し中「の財務規定等」を削り、同条中「法第2条第2項に規定する財務規定等を」
を「法の規定の全部を令和8年4月1日から」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「知事」を「ボートレース事業庁
長」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提
出する」に改め、同項第3号中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改め、同条第3項中「作
成する」を「提出する」に、「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「提
出しなければ」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加
える。

（管理者および組織）

第4条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業
長」という。）とする。

2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋
賀県びわこボートレース事業庁を置く。

3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めると
おりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

名 称	担 任 す る 事 务
滋賀県びわこボートレース事業庁建設工 事等総合評価審査委員会	ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀 県びわこボートレース事業庁が発注する建

	設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
--	---

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年滋賀県条例第45号）の施行の日前である場合には、同条例第2条第3号中「第5条」とあるのは、「第6条」とする。

(滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

3 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「もしくは病院事業管理者」を「、病院事業管理者もしくは競走事業管理者」に改める。

(滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

4 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「または病院事業の管理者」を「、病院事業の管理者または競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 競走事業の管理者

第2条の2第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 競走事業の管理者 100分の24.1

第2条の3第1項および第3項中「病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加える。

付則第5項中「、病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加え、「病院事業の管理者 教育長」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長」に改める。

別表1 病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

競走事業の管理者

880,000円を超えない範囲内において知事が定める額

「病院事業の管理者」
別表3の(1)の表中「病院事業の管理者」を 「競走事業の管理者」に改め、別表3の(1)第2

項、第3項、第5項および第6項中「教育長」を「競走事業の管理者、教育長」に改め、同表
の(2)の表中「病院事業の管理者」を 「競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10)から(12)まで 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(滋賀県公文書等の管理に関する条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「および病院事業管理者」を「、病院事業管理者および競走事業管理者」に改める。

(1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(2) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第2条第1項

(3) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(4) 滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第27条第1項

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際前項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による改正前の滋賀県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては競走事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における前項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、競走事業管理者がした処分その他の行為または競走事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(滋賀県公営競技施設整備基金条例の一部改正)

9 滋賀県公営競技施設整備基金条例（昭和61年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）」に改める。

第6条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県行政手続条例および滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部改正)

10 次に掲げる条例の規定中「病院事業の管理者」の右に「、滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第4条第1項に規定する競走事業の管理者」を加える。

(1) 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第2条第6号

(2) 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)
第2条第3号ア

(滋賀県モーター ボート競走条例の一部改正)

11 滋賀県モーター ボート競走条例(昭和27年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。
第3条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長(以下「ボートレース事業庁長」という。)」に改める。

第5条ただし書および第7条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

12 滋賀県災害対策本部条例(昭和37年滋賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「滋賀県病院事業庁長」の右に「、滋賀県びわこボートレース事業庁長」を加える。

滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 <u>(法の財務規定等の適用)</u></p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、競走事業に<u>法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p> <p>第3条 省略 (新設)</p> <p>第4条～第6条 省略 (業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 知事は、競走事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する</p>	<p>第1条 省略 <u>(法の適用)</u></p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、競走事業に<u>法の規定の全部を令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>第3条 省略 <u>(管理者および組織)</u></p> <p><u>第4条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）とする。</u></p> <p><u>2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県びわこボートレース事業庁を置く。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第5条～第7条 省略 (業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第8条 ボートレース事業庁長は、競走事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業</u></p>

書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(新設)

付則 省略

(新設)

務の状況を説明する書類を4月30日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするためボートレース事業庁長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、ボートレース事業庁長は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

付則 省略

別表（第4条関係）

名称	担任する事務
滋賀県びわこ	ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀県びわこボ
ボートレース	ートレース事業庁が発注する建設工事等に係る地方自
事業庁建設工	治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第

	<u>事等総合評価</u> <u>審査委員会</u>	3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
--	-------------------------------	--

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者もしくは病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>第1条～第11条 省略 (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、<u>病院事業管理者もしくは競走事業管理者</u>、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>

(4) 省略

3～5 省略

第13条以下 省略

(4) 省略

3～5 省略

第13条以下 省略

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通 地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 省略 ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海 区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公 営企業の管理者<u>または病院事業の管理者</u> 2 エ 省略 (2) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通 地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 省略 ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海 区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公 営企業の管理者、<u>病院事業の管理者または競走事業の管理者</u> 2 エ 省略 (2) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費 および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(22) 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続 期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9 号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を 経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)・(5)</u> 省略</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費 および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(4)の2 競走事業の管理者</u></p> <p>(5)～(22) 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続 期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9 号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を 経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 競走事業の管理者 100分の24.1</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> 省略</p> <p>4・5 省略</p>

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員（知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。）となつた者（以下「通算職員」という。）が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となつた場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者、病院事業の管理者または教育長となつた場合も、同様とする。

2 省略

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者または教育長が退職（任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者または教育長となつた場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者または教育長」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 省略

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員（知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。）となつた者（以下「通算職員」という。）が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となつた場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長となつた場合も、同様とする。

2 省略

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長が退職（任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長となつた場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 省略

第2条の4～第14条 省略

付 則

1～4 省略

5 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者および教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 教育長 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、別表3の(1)の規定を適用する。

6～8 省略

別表1 (第2条関係)

区分	給料月額
省略	
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
(新設)	
省略	

別表2 省略

第2条の4～第14条 省略

付 則

1～4 省略

5 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者および教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、別表3の(1)の規定を適用する。

6～8 省略

別表1 (第2条関係)

区分	給料月額
省略	
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
競走事業の管理者	<u>880,000円を超えない範囲内において知事が定める額</u>
省略	

別表2 省略

別表3（第10条関係）

(1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費および宿泊料

区分	鉄道賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑費 (1夜に つき)	宿泊料 (1夜につき)	
						甲地	乙地
省略							
地方公営企業の管 理者	その乗 車に要 する運 賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	780	15,600	10,800
病院事業の管理者							
教育長							
常勤を要する監査 委員							
常勤を要する人事 委員会の委員							

1 省略

2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合
(地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を
要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要そ
の他特別の事情がある場合に限る。) は、運賃のほかに特別車両料金
を支給する。

3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合におい

別表3（第10条関係）

(1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費および宿泊料

区分	鉄道賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑費 (1夜に つき)	宿泊料 (1夜につき)	
						甲地	乙地
省略							
地方公営企業の管 理者	その乗 車に要 する運 賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	780	15,600	10,800
病院事業の管理者							
競走事業の管理者							
教育長							
常勤を要する監査 委員							
常勤を要する人事 委員会の委員							

1 省略

2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合
(地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教
育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員につ
いては、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。) は、運賃
のほかに特別車両料金を支給する。

3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合におい

ては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。

4 省略

5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。

6 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。

7～10 省略

(2) 移転料

区分	路程50 キロメ ートル 未満	路程50 キロメ ートル 以上100	路程100 キロメ ートル 以上300	路程300 キロメ ートル 以上500	路程500 キロメ ートル 以上1,0	路程1,0 00キロ メート ル以上	路程1,5 00キロ メート ル以上	路程2,0 00キロ メート ル以上

ては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。

4 省略

5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。

6 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。

7～10 省略

(2) 移転料

区分	路程50 キロメ ートル 未満	路程50 キロメ ートル 以上100	路程100 キロメ ートル 以上300	路程300 キロメ ートル 以上500	路程500 キロメ ートル 以上1,0	路程1,0 00キロ メート ル以上	路程1,5 00キロ メート ル以上	路程2,0 00キロ メート ル以上

		キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	00キロ メート ル未満	1,500キ ロメー トル未 満	2,000キ ロメー トル未 満	
--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------	--

省略

副知事	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
地方公営 企業の管 理者								
病院事業 の管理者								
教育長								
常勤を要 する監査 委員								
常勤を要 する人事 委員会の 委員								

移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

		キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	00キロ メート ル未満	1,500キ ロメー トル未 満	2,000キ ロメー トル未 満	
--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------	--

省略

副知事	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
地方公営 企業の管 理者								
病院事業 の管理者								
競走事業 の管理者								
教育長								
常勤を要 する監査 委員								
常勤を要 する人事 委員会の 委員								

移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

(3) 省略
別表4 省略

(3) 省略
別表4 省略

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) および(11) 削除</u></p> <p><u>(12) 公営競技開催業務手当</u></p> <p>(13)～(38) 省略</p> <p>第4条～第11条 省略 <u>(公営競技開催業務手当)</u></p> <p><u>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員がモーター艇競走の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき610円とする。</u></p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) から(12)まで 削除</u></p> <p>(13)～(38) 省略</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県公文書等の管理に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、 <u>公営企業管理者および病院事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第19条第1項において同じ。）（以下この条において「県設立地方独立行政法人」という。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、 <u>公営企業管理者、病院事業管理者および競走事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第19条第1項において同じ。）（以下この条において「県設立地方独立行政法人」という。）をいう。
2～5 省略	2～5 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、 <u>病院事業管理者</u> <u>および競走事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
2 省略	2 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、 <u>病院事業管理者および競走事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。）をいう。
2 省略 第3条以下 省略	2 省略 第3条以下 省略

滋賀県環境基本条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条～第26条 省略 (滋賀の環境自治を推進する委員会の設置) 第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> （以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。	第1条～第26条 省略 (滋賀の環境自治を推進する委員会の設置) 第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理、 <u>病院事業管理者</u> および競走事業管理者（以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。
2～6 省略 第28条以下 省略	2～6 省略 第28条以下 省略

滋賀県公営競技施設整備基金条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (繰替運用)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、施設整備に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (繰替運用)</p> <p>第5条 <u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u>（以下「ボートレース事業庁長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>ボートレース事業庁長</u>は、施設整備に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県行政手続条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令（法律等および条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、<u>滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）</u>第4条第1項に規定する競走事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令（法律等および条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、<u>滋賀県モーター競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）</u>第4条第1項に規定する競走事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県モーター ボート競走条例新旧対照表（付則第11項関係）

旧	新
第1条・第2条 省略	第1条・第2条 省略
第3条 競走開催の日時は、 <u>知事が定める。</u>	第3条 競走開催の日時は、 <u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u> （以下「 <u>ボートレース事業庁長</u> 」という。）が定める。
第4条 省略	第4条 省略
第5条 入場者が特別席へ入場するときは、入場料とは別に、特別席料として1人につき1,000円を徴収する。ただし、 <u>知事が必要があると認めるときは、これを減額し、または徴収しないことができる。</u>	第5条 入場者が特別席へ入場するときは、入場料とは別に、特別席料として1人につき1,000円を徴収する。ただし、 <u>ボートレース事業庁長</u> が必要があると認めるときは、これを減額し、または徴収しないことができる。
第6条 省略	第6条 省略
第7条 この条例に定めるものの外、競走実施についての細則その他必要な事項は、 <u>知事が定める。</u>	第7条 この条例に定めるものの外、競走実施についての細則その他必要な事項は、 <u>ボートレース事業庁長</u> が定める。
付則 省略	付則 省略

滋賀県災害対策本部条例新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 災害対策本部員は、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条に規定する知事公室および部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、教育委員会教育長ならびに警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 災害対策本部員は、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条に規定する知事公室および部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、<u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u>、教育委員会教育長ならびに警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>